

# 住民税均等割のみ課税世帯

# 住民税非課税または均等割のみ課税の子育て世帯の皆さまへ

## 価格高騰重点支援給付金（追加分） が支給されます

基準日 令和5年12月1日 ※対象と見込まれる世帯には通知が届きます

区分	住民税均等割のみ課税世帯	こども加算
支給対象世帯	令和5年度住民税が ・均等割のみ課税者だけで構成された世帯 または、 ・均等割のみ課税者および非課税者だけで構成された世帯 ただし、 <u>住民税が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯を除く</u>	住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯で、 <u>18歳以下の児童（※）</u> がいる世帯  <b>※18歳以下の児童</b> ・平成17年4月2日以降生まれの児童（令和5年12月2日以降に生まれた児童含む） ・同一世帯ではないが、世帯主と生計を同一にしている（単身で寮に入っている等）児童 <u>ただし、これらの児童が他の市区町村から本給付金に相当する給付を受けている場合は加算できません。</u>
支給額	1世帯当たり <b>10</b> 万円	児童1人あたり <b>5</b> 万円
支給手続き及び支給時期	確認書発送日 ：令和6年2月16日(金)  確認書へ必要事項を記入のうえ、令和6年5月16日(木)までに返送してください。  役場への提出後2週間以内に希望の口座へ振り込みます。	<b>【住民税非課税世帯】</b> 通知発送日：令和6年2月15日(木) <u>7万円給付と同じ口座へ、令和6年3月6日(水)に振り込みます。</u>  <b>【住民税均等割のみ課税世帯】</b> 確認書発送日：令和6年2月16日(木) 確認書へ必要事項を記入のうえ、令和6年5月16日(木)までに返送してください。 役場への提出後2週間以内に希望の口座へ振り込みます。

役場からの通知が届かない方でも、申請により支給対象となる場合がありますので、詳しくは福祉課へご相談ください。

- 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
- 自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
- DV等で住所地以外に避難中の方も給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要となりますので詳細はお問い合わせください。
- この給付金は法律により、所得税などの課税および差し押さえの対象とはなりません。

## お問い合わせ

神石高原町役場 福祉課

電話 **0847-89-3320**

受付時間 平日8:30~17:15

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

〒720-1522 神石郡神石高原町小畠1701番地